

医師の働き方改革における特定労務管理 対象機関の指定について

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

1. 制度概要

○2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**勤務医に対する時間外労働の上限規制が2024年度から適用**された。

○また、2021年5月28日公布の「良質的かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間(B・C水準:年1860時間以下)を適用する医療機関(＝特定労務管理対象機関)を都道府県知事が指定**し、指定医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等の措置が必要。

○都道府県知事は、特定労務管理対象機関を指定するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～)

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

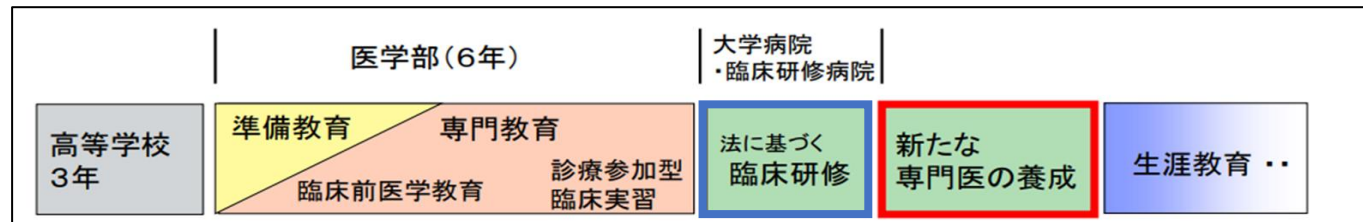
医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		義務
B（救急医療等）			
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2（高度技能の修得研修）			

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

【参考】臨床研修と専門研修



 : 臨床研修 (2年)

 : 専門研修 (3年～5年)

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

2. 医療審議会の位置づけ

I. 医療審議会と地域医療対策協議会の位置づけ(厚労省指針より抜粋)

医療審議会	医療法第72条第1項において、都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項等を調査審議する場 また、医療法第113条等において、特定労務管理対象機関の指定をするにあたって、医療審議会の意見を聴かなければならないと規定されている
地域医療対策協議会	医療法第30条の23第1項において、医療計画に定められた方針等に基づき、具体的な医師確保対策を実施する上での関係者間の協議・調整を行うための場

II. 「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」(令和2年12月22日)の位置づけ

【B水準の対象医療機関の指定要件】

都道府県医療審議会の意見聴取(地域医療提供体制の構築方針との整合性)

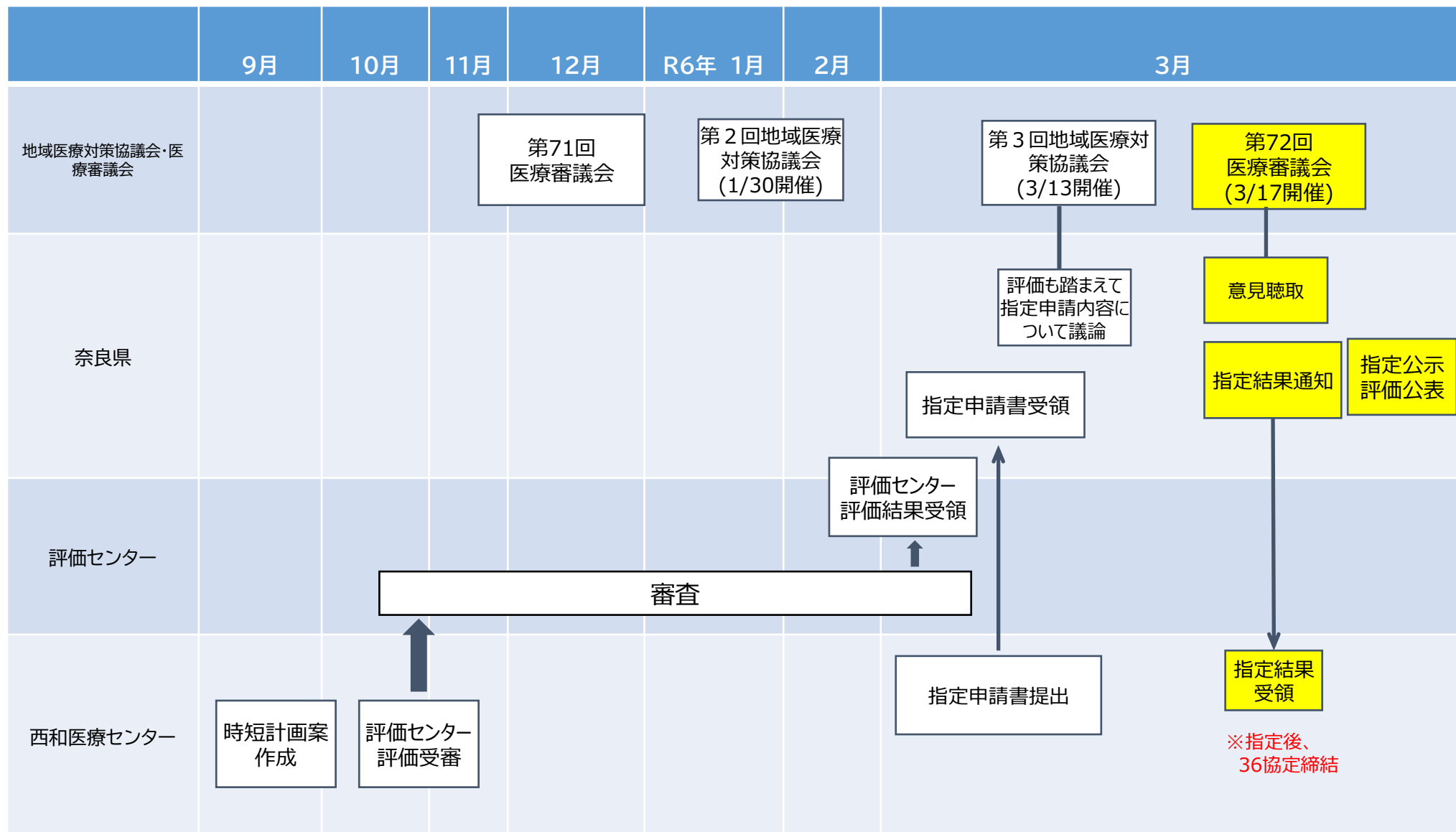
B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聞く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。また、地域医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

【C-1水準の対象医療機関の指定要件】

C-1水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

3. 今年度スケジュール



医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

4.指定申請書類の確認事項

提出書類	留意事項
B.C-1水準共通	
医師労働時間短縮計画（案）	・対象医師の時間外・休日労働時間の実績が960時間を超えている事を確認 ・医師の働き方改革に関する記載内容について確認
医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	・全体評価及び指摘事項について確認し、医療機関の現状及び課題について確認
誓約書	・必要に応じて医療機関の事業場に関する送検・公表情報に関する労働局への照会を行う
特定地域医療提供機関（B水準）	
特定地域医療提供機関 指定申請書（様式1）	別紙1に「地域に必要な医療提供体制確保のため、医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由」が明確に記載されていることを確認
医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類（別紙1）及びその添付書類	添付書類 ・救急医療機関であることを証明する書類 ・がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 等が提出されている
技能向上集中研修機関（C-1水準）	
技能向上集中研修機関 指定申請書（様式3）	研修プログラムにおいて長時間の時間外労働が必要な理由が明確に記載されていることを確認
当水準適用予定の研修医や専攻医が参加する臨床研修プログラムや専門研修プログラム	それぞれのプログラムの添付資料である時間外・休日労働時間一覧にて対象研修医の年間時間外・休日夜間労働時間数が960時間を超えていることを確認

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

5. 協議案件

名 称	医療圏	許可病床数	指定水準		研修基幹病院
			B 水準	C - 1 水準	
奈良県西和医療センター	西和保健医療圏	300	○	○	・ 基幹型臨床研修病院 ・ 専門研修基幹施設

6. 評価センター評価結果

名 称	医療勤務環境評価センターの指摘事項・助言等
奈良県西和医療センター	・ 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 ・ 労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、勤務計画の作成や医師の労働時間短縮に向けた研修・周知の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取り組む必要がある。

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

7.指定の基準①

Ⅰ.特例水準ごとの要件を満たしているか

特例水準	項目	要件	確認資料
B水準 【特定地域医療提供機関】	救急医療	・ 三次救急医療機関 ・ 「二次救急医療機関」かつ「救急車の受入件数年間1,000件以上」もしくは「夜間・休日・時間外の入院件数年間500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業において重要な役割を担う」	救急医療機関であることを証明する書類
	居宅等における医療	居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす	居宅等における医療を提供する役割を積極的に担っていることを証明する書類
	地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	左記医療の提供確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認める	がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 等
C-1水準 【技能向上集中研修機関】	研修医	・ 臨床研修プログラムの研修機関であること ・ 専門研修プログラムの研修機関であること	・ 臨床研修プログラム ・ 専門研修プログラム

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

7.指定の基準②

Ⅱ.医師の時間外・休日労働時間数が年960時間を超えているか

特例水準	項目	要件	確認資料
B.C-1水準 共通	時間外・休日労働時間	B水準、C-1水準に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えている	時短計画の案

Ⅲ.医師労働時間短縮計画案

特例水準	項目	要件	確認資料
B.C-1水準共通	時短計画案	・当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されている ・当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況、労働時間の短縮に係る目標、労務管理及び健康管理に関する事項が記載されている ・上記のほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が記載されている	時短計画の案
C-1水準 【技能向上集中研修機関】		臨床研修または専門研修を効率的に行うための取組に関する事項が記載されている	

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

7.指定の基準③

IV.面接指導・休息时间

特例水準	項目	要件	確認資料
B.C- 1 水準 共通	面接指導並びに休息時間の確保	規定された面接指導並びに休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている	評価センターの評価結果、体制の整備が確認できる書類

V.労働関連法令違反の有無

特例水準	項目	要件	確認資料
B.C- 1 水準 共通	労働関連法令の違反	労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがない	誓約書、労働局への照会

VI.評価センターの評価結果

特例水準	項目	要件	確認資料
B.C- 1 水準 共通	評価センターの評価結果	評価センターより通知を受けた病院または診療所の評価結果を踏まえる必要がある	評価センターの評価結果

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

8.指定申請医療機関

地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県西和医療センター

①指定水準・要件	B水準	救急医療（二次救急医療機関）		
	C-1水準	臨床研修プログラムの研修機関		
②対象医師		全医師	③令和5年度救急車の受入件数	3,889件
④令和5年度時間外・夜間・休日入院患者数		1,524件	⑤令和5年度最大時間外・休日労働時間数実績	1,316時間
⑥奈良県保健医療計画における当該病院の位置づけ		・病院群輪番制参加病院 ・超急性期脳卒中加算を届けている医療機関 ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）を届けている医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関 ・DMAT指定病院 ・小児科病院二次輪番体制参加病院		
⑦当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由	B水準	・二次救急医療機関、中南和地区の小児科病院二次輪番体制参加病院として多くの患者を受け入れている。 ・西和地域に当該センター以外の一次脳卒中センターがなく、医師の高齢化や働き方改革の影響を受けて、他病院の救急搬送応需数が減少傾向であることから救急患者が増加している。 ・このような状況で地域全体の医療提供体制を維持するためには特定労務管理対象機関の指定が必要。		
	C-1水準	・当該センターの研修プログラムの特色として、内科系・外科系を問わず様々な症例、救急診療を経験することに重きを置いており、豊富な経験を積む必要がある。 ・2年目の研修において1人あたり4-6ヵ月の期間、大学病院等で外部研修を行い、三次救急等も経験するため、研修医の時間外・休日労働時間が過大になる。さらに当該期間においては救急診療に従事しながら、必修診療科や選択必修診療科の研修を受ける必要があるため、やむを得ず時間外勤務が発生する。		

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

9.地域医療対策協議会における意見聴取

○令和7年3月13日に地域医療対策協議会を開催し、協議会委員より以下の意見を聴取した。

- ・ 救急医療体制が膨らんできて医師不足の中で、研修医が研修を受けながらかつマンパワーとしても役割を果たしている。B水準とC1水準は連動しており、根本にはこの医師不足を結局解消しないといけない。
- ・ 医師の働き方改革について、医師だけでなく看護師等他職種の働き方も考慮し、少ない医療資源をうまく活用できるような体制を考えていく必要がある。